

**「にしのみやデジタルアーカイブ」システムリニューアル  
に係る提案仕様書**

**令和6年3月**

**兵庫県西宮市**

## 第1 事業の概要

### 1 背景および目的

西宮市（以下「市」という。）では、市が所蔵する歴史的資料について「いつでも・どこでも・自由に」検索・閲覧できることをコンセプトに、平成29年7月、WEBサイト「にしのみやデジタルアーカイブ」を開設した。サーバ機器をリースして市独自でWEBサイトを立ち上げるオンプレミスシステムを採用し、当初、古文書や絵はがき、写真など660点を掲載した。資料の追加を重ね、令和5年12月末現在6,161点の資料を掲載している。

ただ、資料の点数が増えることで、画面展開の遅延や資料の掲載が雑多な状況となっており、また、昨今のWEB環境の進化によるスピーディーかつヴァーチャルな表示（3Dやレイヤー表示）など、多様な活用ができるビューワーなどに対応できていない。

利用者が現在のサイトよりもストレスなくスピーディーに利用でき、資料の利活用の幅がさらに広がるようなサイトが求められている。

市が今回のリニューアルで目指す方向性及び基本方針は以下のとおりである。

#### (1) リニューアルで目指す方向性

「スピーディーかつ魅力的なコンテンツを掲載するWEBサイト」

#### (2) リニューアル基本方針

ア クラウド型プラットフォームで公開するサイト

イ 利用者にとって見やすく、知りたい情報にたどりつきやすい、シンプルで検索性に優れたサイト

ウ 画面展開やダウンロードの速度など、利用者がストレスなく快適に利用できるサイト

エ ジャパンサーチおよび国際レベルのシステムとの連携により検索されやすいサイト

オ 建造物の3D表示や翻刻文の重ね表示、現代地図との重ね表示など多様な見せ方が体験できるサイト

カ 市職員がコンテンツの管理等が行え、定期的に新たなコンテンツの追加・修正が可能なサイト

## 2 業務概要

### (1) 新システムの構築

ア 新システムはインターネット回線を利用するクラウド型システムであること

イ 新システム構築にあたっては、現行システムの機能、各デザイン等の要件を踏襲した上で構築すること。また、移行に際しては市担当者の指示に従い、現行システムの記載内容や画像の変更等に対応すること。

ウ 新システムでは、市職員によるメタデータの一括更新、及び一件単位での更新が可能であり、メタデータに紐づく画像・動画等のデジタルデータの登録が可能であることとする。

エ 「2 背景および目的」に掲げる方向性、基本方針を理解し、システムを適切に構成すること。

### (2) 既存データの移行

現行システムに掲載する資料データ約7,000件について、新システムへ移行すること。

### (3) 新規追加データの作成

新システムの運用開始に際し、新規にメタデータ、画像データを作製しデジタルアーカイブに登載すること。

ア 資料内容

- (ア) 冊子等 100 冊 (5,000 コマを想定)
- (イ) 絵図等 50 点 (1 枚もの)
- (ウ) 土器等 10 点 (3D 表示対応。撮影を含む。)
- (エ) 建築物 (西宮砲台、石丁場跡、古墳 4 基) 6 点 (3D 表示対応。撮影を含む。)

イ 作業環境

原資料の撮影作業は、現地で行うこと。その他、作業に必要な資源 (機器及びソフトウェア) は、受託者の責任において準備すること。

ウ 資料の取り扱いには慎重に行い、紛失・盗難・破損・汚損・劣化が起きないように、厳重に管理すること。

エ 次の要件を満たす業務用高性能デジタルカメラまたはスキャナーを使用すること。

- ・有効画素数 4,600 万以上 (デジタルカメラ)
- ・CCD 搭載かつ非接触型 (スキャナー)
- ・資料原寸 600dpi 以上の解像度性能 (スキャナー)
- ・A1 サイズ以上対応可能

オ 冊子、絵図などの撮影時は原資料に対し原寸 300dpi 以上の解像度を保てるように行うこと。

カ 冊子、絵図などの撮影する場合には、カラーチャート及び原資料の寸法が明確になるスケール (巻尺) を、資料とともに撮影すること。小型の資料に関しては、カラーチャート及びスケールを適切な大きさに調整すること。なお、見開き A3 サイズを超える資料でカラーチャート及びスケールを資料と共に撮影することができない場合は、疑義照会を行った上でカラーチャート及びスケールを別に撮影し最終コマに入れてもよい。また、資料と同一の条件で別撮りしたカラーチェッカーとスケールであれば、後から資料画像に合成してもよい

キ 冊子、絵図などの撮影時は X-Rite 社または Kodak 社の製品を使用すること。カラーチャートの大きさは、資料の高さの 130%未満とすること。

ク 冊子、絵図などの撮影時は、資料の寸法を明確にするため、スケールを置いて撮影すること。原則として各資料の最初の表紙に相当するコマに、資料の正位置での右側と下側に置くものとする。

ケ 冊子、絵図などは保存用画像データ作成として下記に対応すること。

- ・TIFF 形式画像
- ・ファイル形式は非圧縮 TIFF 形式とすること。
- ・階調は 24 ビットフルカラーとすること。
- ・適切なカラープロファイルを作成し、Adobe RGB として埋め込むこと。
- ・1 ファイル 1 ページのシングルファイル形式とすること。
- ・ファイル名は発注者の指示に従うこと。
- ・拡張子は「.tif」(半角小文字) とすること。
- ・画像合成後の TIFF データは、画像の水平処理を行った後、画像の不要部分を削除するためトリミングを行うこと。
- ・接合データは、接合部分についてゆがみ、色彩のズレなどが生じないようにすること。

コ 冊子、絵図などは公開用画像データ作成として下記に対応すること。

- ・ JPEG 形式画像
  - ・ TIFF 形式画像から JPEG 形式画像を作成すること。
  - ・ ファイル形式は JPEG 形式とすること。
  - ・ 階調は 24 ビットフルカラーとすること。
  - ・ 適切なカラープロファイルを作成し、sRGB として埋め込むこと。
  - ・ ファイル名は発注者の指示に従うこと。
  - ・ 拡張子は「.jpg」（半角小文字）とする。
  - ・ JPEG 形式画像の圧縮率は低圧縮率で高精細（例：Phot0ShoPCS2 におけるレベル 7 程度）とすること。
  - ・ JPEG 形式画像のサイズは発注者と協議の上決定すること。
- サ 立体資料（3D 撮影）については下記の仕様で実施すること。
- ・ 撮影時には、対象物の周囲を覆うなど陰影の無いよう注意すること。
  - ・ 1 点の撮影枚数は対象資料の形状により最適な枚数とすること。
  - ・ 撮影に際しては撮影角度等、発注者の指示に従い、撮影中の移動など取扱いに際しては資料を破損することのないよう十分注意して行うこと。
  - ・ データ形式は OBJ 形式とすること。
- シ 建物（パノラマ VR）については下記の仕様で実施すること。
- ・ 空間全体を高画質カメラで全天球撮影を行うこと。細部まで高精細画像で作成できること。
  - ・ 1 箇所 20 秒程度で撮影を実施すること。
  - ・ 薄暗い室内でもノイズが低減した撮影ができること

※なお、(2) (3) のデータ以外にも随時追加することを見込んでおり、システムは 1 TB 程度まで対応できるものであること。

#### 4 業務期間

##### (1) システム構築

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで  
 （システムの公開は令和 7 年 4 月 1 日を想定）

##### (2) システム公開後の使用期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

## 第 2 システム仕様

### 1 システムの機能詳細

#### (1) 全般

ア 新システムはインターネット回線を利用するクラウド型システムであり、管理システム、公開システムともブラウザのみで利用でき、端末にプラグインソフトウェアを要しないこと。対象ブラウザは、システム納入時の Microsoft Edge、FireFox、GoogleChrome、Safari の稼働時点の最新版であり、その後のバージョンアップに対応できること。

イ 日本語版のインターフェースの画面を有し、管理者が管理しやすい操作画面とすること。

ウ 機能要件一覧表（別紙 1）、非機能要件（別紙 2）に示す要件を全て実装すること。

## (2) 管理システム

- ア ユーザ名・ログイン ID、パスワードの管理、権限の管理（表示、登録、編集、削除）ができること。また、ID とパスワードを持たないものからの管理機能へのアクセスを禁止する。
- イ メタデータを登録、管理、検索できること。
  - (ア) 登録するメタデータは GSV 形式とし、任意の設定項目を持つ GSV 形式又は EXCEL 形式により、複数のデータを一括登録できること。また、一件単位で登録・修正が可能であること。
  - (イ) 電子符号化の方式は、再利用、データ変換、保守の容易さを考慮した方式とする。
  - (ウ) 外字は使用せず、代替可能な UCS 規格内の文字（代替文字）を用いること。
  - (エ) 検索画面に検索対象項目ごとに、チェックボックス、プルダウンメニュー、リストボックス、ラジオボタン、キーワード、範囲検索等の複数の検索方式によりできること。
  - (オ) キーワード検索は全文検索ができること。
- ウ コンテンツデータを登録、管理、検索できること。
  - (ア) 登録できるコンテンツの具体的な規格は、以下のとおりとする。なお、静止画像の場合、登録できる 1 ファイルの画像 7GB 以上の実績があること。
    - ・ 文書：Office、PDF<ISO 32000>
    - ・ 画像：TIFF/PNG/JPEG/GIF/BMP
    - ・ 動画：MP4(H.264/AVC) <ISO/IEC ISO/IEC 14496-1>
    - ・ 音声：AAC<ISO/IEC 14496-3>/MP3
  - (イ) 複数のデータを一括登録できること。また、一件単位で登録・削除が可能であること。
  - (ウ) 画像データの、閲覧サイトでのダウンロードの可・不可を設定できること。
- エ データのエクスポートが円滑にできること。
- オ 検索ログ（検索に使用された語句の統計）を取得でき、閲覧ログ（閲覧されたコンテンツの統計）の取得が可能なこと。
- カ 管理サービスの操作を記録可能なこと。

## (3) 閲覧サイト

- ア 閲覧サイトのトップ画面は、ポータル機能として市の意向を反映した上でユーザビリティに配慮し利用者の立場に立ったデザインを設計すること。
- イ PC・スマートフォンにかかわらず、アクセスする端末の画面幅に適応し、操作しやすいデザインを提供すること。
- ウ 閲覧サイトを作成する際に、西宮市公式ホームページウェブアクセシビリティ方針に準拠し、「JIS X 8341-3：2016」等級 AA 以上とする。また、規格が更新された場合は随時適合するものとする。
- エ 検索機能は、フリーワード検索・詳細検索が可能であり、検索結果の絞込が可能であること。
- オ 検索結果の表示件数を利用者が任意に設定できること。（50/100/500 件等）
- ア 検索結果の並び変えが可能なこと。
- キ 検索結果は、資料データリスト表示・サムネイル表示が切り替えられること。
- ク 地図ソフト（GoogleMap 等）と連携した検索ができること。
- ケ 画像、動画、音声、PDF、360 度球天画像が表示できること。

コ 高精細画像（公開画像）を PC 上でスムーズな表示が行えること。

なお、次の機能を有していること。

- ・多段階表示（拡大、縮小。マウスホイール連動）
- ・画像拡大時の表示位置移動（マウスドラッグ連動）
- ・全画面表示切替え
- ・画像全体と表示部分の関係を示すナビゲーションの表示

サ 二枚以上の画像を重ね合わせ表示し、スライダーで透明度を調整できること。

シ コンテンツの詳細な表示が行え、メタデータの表示形式を自由にカスタマイズでき、メタデータと画像コンテンツをひとつの画面に表示することが可能なこと。

ス IIIF ビューア内で、マウスで画像領域を指定し、URL を発行し、URL をブログなどに貼り付けて、画像を引用することが可能なこと。

セ メタデータを多言語で表示し、検索が可能なこと。また、Microsoft や Google 翻訳サービスで機械翻訳が行えること。

ソ 1 ファイル単位でのダウンロードができること。

タ 二次利用を許可したコンテンツに対して、クリエイティブ・コモンズマークを表示できること。

#### (4) 外部連携

ア OGP : Facebook や X などのボタンを設置できること。

イ OAI-PMH : ジャパンサーチや国立国会図書館サーチなどにメタデータを収集してもらうことが可能であること。

## 2 基盤構築仕様

(1) インターネット回線を利用するクラウド型システムであること

(2) 将来におけるシステム拡張及び低消費電力並びに省スペースに配慮した選定を行うこと。

(3) 保守作業等による停止を除き、年間を通じて 24 時間×7 日間／週連続稼働に耐えられるものであること。

(4) 納入後 5 年間、修理や保守対応（脆弱性情報及び修正プログラム（セキュリティパッチ）の提供等）が可能な製品であること。

(4) 新システムに必要なソフトウェアを全て含むこと。（制御や管理に必要なミドルウェア及び各種インタフェースボードを制御するドライバソフトウェア等。）

(5) 新システムは、大容量のデジタルデータを登録・保管・検索・閲覧するというシステムの性質上、システムを構成する主要なハードウェア（サーバ、ストレージ及びネットワーク等）についても高い信頼性を確保すること。

## 3 信頼性等に係る共通仕様

(1) 信頼性要件

ア システムのサービス時間帯は、以下のとおりとする。ただし、計画停電や保守作業等に伴う計画停止は除く。

① 公開システム（インターネット側）：24 時間×7 日間／週。

② 管理システム（総務課）：9 時 00 分から 18 時 00 分。（土・日曜日その他指定日を除く。）

イ 一部の機器の停止、一部サービスの停止等の障害が発生した場合、システム利用者全体へ影響し

ないものとする。

ウ 機器の突発障害等による運用停止を防ぐために、基本機能を担うシステムを冗長化するなどし、システムのサービス時間帯に対する稼働率 99.5 パーセントを維持できる機器構成とすること。

#### (2) 拡張性要件

一般利用者の増大、新しい環境への適応等の際し、クラウドサービスが適切に運用されるようバージョンアップできること。なお、拡張に当たって追加費用が発生する場合は市と別途協議を行うこと。

#### (3) システム中立性要件

今回の調達における契約期間が終了したのち、新システムに登録されたデータを異なる環境（政府共通プラットフォームなど）に移行する必要がある場合にも容易に対応できるよう、設計及び開発において必要な措置を講ずること。

### 4 情報セキュリティ対策

#### (1) 情報セキュリティの確保

新システム構築について、情報セキュリティを確保するために受注者は以下の作業を実施することとし、発生する費用は新システム構築に含まれるものとする。

ア 本業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

イ 秘密保持等のため次の項目を遵守すること。

- ① 取り扱う情報は市の情報処理業務にのみ使用し、他の目的には使用しないこと。
- ② 取り扱う情報は市の情報処理業務を行う者以外には秘密とすること。
- ③ 取り扱う情報を市の指定した場所から持ち出さないこと。
- ④ 取り扱う情報を市の許可なく複製しないこと。
- ⑤ 取り扱う情報は、業務終了時に、返却、消去又は廃棄を確実に行うこと。

ウ 「西宮市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。また、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）」の最新版を遵守すること。

エ 本調達に係る情報システムの構成における以下の脆弱性対策を実施すること。

- ① 構築する本システムを構成する機器及びソフトウェアの中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定すること。
- ② 脆弱性対策を行うとした機器及びソフトウェアについて、公表されている脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握すること。
- ③ 把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否を判断すること。
- ④ 受注者は、納入の時点で最新の脆弱性対策を施した上で新システムを納入すること。なお、納入後に新規の脆弱性が公表された場合は、脆弱性対応に必要なセキュリティ対策及び当該対策に係る費用について市担当者に通知、提案を行い、市と受注者が協議の上、実施するものとする。

### 5 アクセシビリティ

本システムのうち公開システムのアクセシビリティに関する要件は、「市公式ホームページウェブアクセシビリティ方針」に準拠し、「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 3 部：ウェブコンテンツ」に準じるものとし、レベル AA に適合するようにすること。

なお、達成基準を満たすことが困難な部分については、市担当者との協議の上で、対応を決定する。ま

た、本項目は、レベル AAA の適合等要求以上の達成基準に達することを妨げるものではない。

レベル評価及び適合判断に当たっては、総務省が提供する「みんなのアクセシビリティ評価ツール：miChecker」（以下、「miChecker」という。）を使用すること。

みんなのアクセシビリティ評価ツール：miChecker（エムアイチェッカー）Ver. 2.0

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/michecker.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html))

## 6 Web サイトガイド対応

本調達において、次の Web サイトガイド類を適宜参照して、より使いやすい Web サイトになるよう作業すること。

Web サイトガイド類の整備 (<https://cio.go.jp/node/2322>)

## 第3 データ移行

現行システムからのデータ抽出及び新システムへのデータ移行を行うこと。新システムについては、現行システムからスムーズなデータ継承が図れることを考慮した構成とすること。

移行の際、JIS 第 1 水準、第 2 水準の範囲に限定され取り扱われているデータに関しては、ユニコード化（データ精査、文字コード変換）を行い、対象ブラウザ上閲覧公開できる使用文字範囲を拡張する対応を行う。

- (1) 受注者は市に対し、現行システムからのデータ移行スケジュールや移行方法等を記載した移行計画書を作成し報告すること。
- (2) 移行作業に関しては、現行システムからのデータ抽出・加工から新システムへの登録を含むものとし、受注者の責任と負担において実施すること。なお、現行システムの構築・保守事業者との調整や作業依頼に係る費用については、受注者の責任と負担において実施すること。

## 第4 研修

- (1) 新システムの管理・運用及び本システムを利用するためのユーザー研修の際の教育研修実施計画書を作成し報告すること。
- (2) 新システムが円滑に運用されるように、市担当者に対してハードウェア・ソフトウェア・オペレーションに関して必要な研修を実施すること。
- (3) 納入したマニュアル等について、その内容を更新する必要がある場合は、改訂版を提供すること。
- (4) 研修の実施に当たっては、研修実施前に市担当者と協議すること。

## 第5 運用・保守仕様

### (1) 基本要件

受注者は、新システムにおいて発生した障害に対応できるよう下記に示す保守体制を用意すること。

ア 保守期間は、クラウドサービス利用期間が終了するまでとする。

イ 受注者は、保守対応における責任体制を明確にするため、担当者名を明記した保守体制図を提出すること。なお、体制を変更する必要がある場合には、変更内容を記載した書面をもって報告

- し、市担当者の承諾を得ること。
  - ウ 設計・構築の従事者を保守体制に原則含めること。ただし、保守体制に含めることが困難な場合は、設計・構築の従事者から十分に引継ぎを受け、内容を十分に理解した者を保守体制に含めること。
  - エ 障害発生時には、市担当者、障害に関連する保守事業者等と綿密な調整・連携を行い、受注者の責任と負担で保守作業を行うこと。
  - オ 保守対応は日本語で実施すること。
  - カ 新システムに蓄積しているデータは、設定されたスケジュールに従いバックアップを行うことが可能なこと。
  - キ 受注者は、データセンタへ設置する本システムに対して、以下の保守を行うこと。
    - (ア) 発生した障害に対して解析を行い、原因を究明し、再発防止策を検討すること。
    - (イ) バックアップデータからリストアしてシステムを復旧すること。
    - (ウ) ハードウェアの修理又は交換を行う場合、据え付け・調整作業を行うこと。
    - (エ) 保守を実施した場合は適宜、市担当者に報告すること。
  - ク 本契約の履行期間中、ソフトウェア及びハードウェア保守が可能なこと。
  - ケ ソフトウェア保守を実施した場合は適宜、市担当者に報告すること。
- (2) 問合せ受付
- ア 受注者は、市からの新システムに関する問合せや、各種保守対応依頼を一元的に受け付ける問合せ受付窓口を設けること。
  - イ 問合せの受付時間は、原則、9時00分から17時00分までとし、当日対応とする。ただし、市が緊急かつ業務に支障を来すと判断した場合はこの限りではない。
  - ウ 受け付けた問合せをインシデントとして管理し、インシデントのクローズまで対応を継続すること。
  - エ 障害について対応した時は、障害報告書を作成し、市担当者に報告すること。
  - オ 受付時間内は、電話によるサポートを随時行うこと。
- (3) データ管理要件
- リカバリ対策として、外部ストレージ装置等により、バックアップが可能な構成とすること。

## 第6 クラウドサービス利用契約

- (1) クラウドサービスの契約延長
- ア クラウドサービスの契約は単年度ごとに行うものとし、各年度の予算配当があることを契約締結の条件とする。また、予算配当額に応じたクラウド利用形態に対応すること。
  - イ 契約期間が満了した際は、市は契約の終了、または期間の延長が選択できるものとする。
  - ウ 契約延長の際、更新費用および契約手数料等の経費は支払わないものとする。(再構築、リニューアルする場合を除く)
- (2) 登録データの返還
- ア システムの契約満了時には、市に帰属する全ての登録データを返還すること。

## 第7 その他留意事項

### (1) 一般的事項

- ア 本仕様書に規定する設備一式は、関係法令に定める規定を遵守したものであること。
- イ 本仕様書に記載する内容をやむを得ず変更が生じた場合は、市と受託者が十分な協議を行い、変更内容を書面にて確定させること。
- ウ 新システムは、可能な限り低消費電力及び省スペース化を図ること。また、構成する機器、材料等の選定はできるだけ環境に配慮したものとする。
- エ その他本仕様書に記載されていない事項及び作業で、新システムを稼働させるにあたって必要不可欠な作業については、市及び受託者で十分に協議のうえ、市の指示に無償で従うこと。
- オ 別紙「情報処理関連業務委託に関する一般仕様書」の内容を遵守すること。
- カ 別紙「西宮市クラウド利用チェックシート」の「確認内容」に必要事項を記載のうえ、市の確認を受けること。

### (2) 要員の管理

- ア 要員の管理については受託者が責任を負うものとし、要員に変更がある場合は直ちに変更書類を提出するものとする。
- イ 導入スケジュールを確実に遵守でき、構築するシステムの品質が守れるように十分な体制を整え、各担当者の役割を明確にすること。
- ウ 実施可能な開発スケジュールを計画・提示し、契約後速やかに承認を受けること。

### (3) 貸与品等の取り扱い

- ア 業務を行うために必要となる資料等市が所有するものについては、必要に応じて受託者に貸与する。
- イ 受託者は、その貸与品について善良な管理者としての注意義務を持って適正に保管及び管理するとともに、データの保護については万全の処置を講じるものとする。万一紛失、もしくは破損した場合は、再作成（復元）しそれに伴う費用は受託者の負担によるものとする。
- ウ 受託者は、貸与品等について市からの指示があった場合や必要がなくなった場合、または契約が終了した場合は、速やかに市に返却しなければならない。

### (4) 秘密の保持等

受託者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この義務は履行期間の終了後または契約を解除した後にも存続するものとする。

### (5) 契約範囲外利用の禁止

受託者は、市のデータを契約の範囲を超えて利用してはならない。

### (6) 無断複製の禁止

受託者は、市の保有データを無断で複写または複製してはならない。

### (7) 業務に支障のある場合の措置

受託者は、業務の遂行に支障が生ずると市が認めた場合は、市の指示に従い、業務完遂のため万全の措置を講じなければならない。

### (8) 業務の引継義務

契約期間終了後においても、受託者は責任をもって業務の引継ぎを完全に行わなければならない。ま

た、次回更新時において、次期システムへのデータ移行時には、HTML ファイルや添付ファイル等の関連データを提供すること

(9) 訂正作業

受託者は、契約期間終了後といえども、成果物に受託者の責に帰すべき欠陥又は誤りが発見されたときは、市と協議し適切に対応すること。

(10) 損害賠償と契約解除

次の場合には、市は受託者に対し賠償を請求し、あるいは契約を解除することができるものとする。

- ① 不測の事態が発生した場合の報告を怠って作業進行に重大な支障をきたしたとき。
- ② 業務の引継義務に反し、引継ぎが不十分な場合。
- ③ 引継ぎ期間中に重大なトラブルを起こしたとき。
- ④ その他、受託者の責に帰すべき事由により市に損害が生じたとき。

(11) 法令上の責任

受託者は、労働基準法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他関係条例を遵守すること。

(12) 瑕疵に対する保証

瑕疵に対する保証期間は、引渡しの日より 1 年間とする。その期間中に本業務の目的達成に疑義が生じた場合、受託者は検証をしなければならない。その結果、設計・諸作業に起因する瑕疵が判明した場合には、受託者の責任において改善しなければならない。

(13) 善管注意義務

受託者は善良な管理者の注意をもって本業務の遂行にあたるものとする。

(14) 本仕様書に定めのない事項および詳細事項については、協議の上、決定すること